

議案第 3 号

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の
一部を改正する規則について

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改
正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年3月15日

沖縄県教育委員会

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1号」を「第2条第2号」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の
一部を改正する規則（案）の概要

部課名 教育庁財務課

1 件名

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正の概要及び理由

(1) 平成16年度の条例改正に伴う改正

平成16年度の条例改正で号の追加と繰り下げを行ったことに伴い、施行規則でその号を引用している箇所の変更を行う。（第2条）

(2) 語句の改正

「次の各号の一に該当する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改正する。
(第7条)

3 改正案の内容

(1) 第2条第1項中「第2条第1号」を「第2条第2号」に改める。

(2) 第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

4 根拠法令

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

5 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(貸与の対象者) 第2条 条例第2条第2号に規定する教育委員会規則で定める者とは、その都度教育長が定める。 (奨学生及び保証人の異動届) 第7条 奨学生又は奨学生であつた者は、次の各号の<u>い</u>に該当するときは、学校長を経て、直ちに教育委員会に異動届(第5号様式)を提出しなければならない。</p>	<p>(貸与の対象者) 第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める者とは、その都度教育長が定める。 (奨学生及び保証人の異動届) 第7条 奨学生又は奨学生であつた者は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、学校長を経て、直ちに教育委員会に異動届(第5号様式)を提出しなければならない。</p>

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。

日付：平成17年6月14日

ダウンロード

○沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

昭和50年1月10日

条例第8号

改正 昭和51年12月27日条例第48号 昭和53年6月24日条例第29号
昭和57年10月14日条例第28号 昭和58年10月17日条例第32号
平成3年7月17日条例第24号 平成16年12月28日条例第50号

沖縄県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例をここに公布する。

沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

題名改正〔昭和51年条例48号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するために貸与する修学奨励金に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和51年条例48号〕

(貸与の対象者)

第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県内にある高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条第3項に規定する広域の通信制の課程(以下「広域の通信制の課程」という。)を除く。)に在学している者又は広域の通信制の課程に在学する者で県内に住所を有するもの

(2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、教育委員会規則で定めるもの

(3) 経常的収入を得る職業に就いている者

(4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他教育委員会規則で定める奨学金の貸与を受けていない者

(5) 通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校(以下「単位制高等学校」という。)における定時制課程に在学している者については、その在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに各教科以外の教育活動及びそれらの授業時数を4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であつて、年間18単位以上の単位数を履修しているもの

一部改正〔昭和51年条例48号・53年29号・58年32号・平成3年24号・16年50号〕

(貸与金額等)

第3条 修学奨励金の額は、教育委員会規則で定める。

2 修学奨励金は、無利息とする。

一部改正〔昭和53年条例29号〕

(貸与期間)

第4条 修学奨励金の貸与を受けることができる期間は、4年以内とする。

(保証人)

第5条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

2 修学奨励金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち1人はその法定代理人でなければならない。

3 第1項の保証人は、修学奨励金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の打切り又は休止)

第6条 修学奨励金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その貸与を打ち切るものとする。

(1) 第2条に掲げる貸与を受ける者の資格を欠くに至つたとき。

(2) 修学奨励金の貸与を受けることを辞退したとき。

○沖繩県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

沖繩県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

昭和50年1月27日
教育委員会規則第1号

改正	昭和52年1月13日教育委員会規則第1号	昭和53年7月3日教育委員会規則第3号
	昭和54年7月5日教育委員会規則第8号	昭和55年4月30日教育委員会規則第8号
	昭和56年5月11日教育委員会規則第5号	昭和56年7月2日教育委員会規則第7号
	昭和57年5月4日教育委員会規則第5号	昭和59年3月29日教育委員会規則第8号
	昭和60年7月9日教育委員会規則第8号	昭和61年6月17日教育委員会規則第4号
	昭和62年7月3日教育委員会規則第4号	平成3年8月2日教育委員会規則第4号
	平成6年3月31日教育委員会規則第2号	平成7年8月8日教育委員会規則第10号
	平成9年6月13日教育委員会規則第6号	平成10年7月10日教育委員会規則第7号
	平成12年6月13日教育委員会規則第21号	平成13年6月8日教育委員会規則第7号
	平成16年12月28日教育委員会規則第10号	

沖繩県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則をここに公布する。

沖繩県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖繩県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年沖繩県条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める者とは、その都度教育長が定める。

2 条例第2条第4号に規定する教育委員会規則で定める奨学金は、財団法人沖繩県国際交流・人材育成財団の奨学金とする。

(修学奨励金の申請手続)

第3条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、修学奨励金貸与申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、現に在学する学校の長（以下「学校長」という。）を経て別に通知する期日までに沖繩県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 学校長の発行する推薦調書（第2号様式）

(2) 収入等に関する証明書類

(貸与の決定、通知及び選考)

第4条 教育委員会は、前条の規定による修学奨励金の貸与の申請があつたときは、毎年度選考のうえ、貸与の適否を決定し、その旨を修学奨励金貸与承認、不承認通知書（第3号様式）により学校長を経て本人に通知する。

2 前項の選考を行うため、沖繩県教育庁に選考委員会を置く。

(貸与金額及び交付の方法)

第5条 条例第3条の教育委員会規則で定める修学奨励金の月額額は、14,000円とする。

2 修学奨励金は、3月分学校長を経て本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、6月分以上を交付することができる。

(連帯保証人の変更届)

第6条 修学奨励金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）又は修学奨励金の貸与を受けた者（以下「奨学生であつた者」という。）が、条例第5条第1項及び第2項に規定する連帯保証人を変更しようとするとき又は当該連帯保証人が死亡したときは、その事由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の規定により新たに連帯保証人を立てたときは、連帯保証人変更届（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生及び保証人の異動届)